

議案第 4 3 号

大野市社会教育功労者表彰規程の一部を改正する規程案

令和 7 年 6 月 2 3 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

大野市生涯学習推進会議の廃止に伴い所要の改正を行うため

大野市教育委員会訓令第 号

庁中一般

各出先機関

大野市社会教育功労者表彰規程（平成5年教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（選考委員会） 第6条 選考委員会は、前条の規定により推薦のあったものの中から、被表彰候補者を選考し、教育委員会へ内申する。 2 選考委員会は、次に掲げる者で構成し、教育長が総理する。 （1）教育長 （2）社会教育委員 2人 <u>（3）教育委員会事務局長</u>	（選考委員会） 第6条 選考委員会は、前条の規定により推薦のあったものの中から、被表彰候補者を選考し、教育委員会へ内申する。 2 選考委員会は、次に掲げる者で構成し、教育長が総理する。 （1）教育長 （2）社会教育委員 2人 <u>（3）生涯学習推進会議委員 1人</u> <u>（4）教育委員会事務局長</u>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。